様式第７号

宮崎市児童クラブ退会･辞退･取下げ届

令和　〇　年　5　月　20　日

宮　崎　市　長　　殿

退　会…一度入会し、辞める場合（退会期日を必ず記入して下さい。）
辞　退…入会決定通知を受け取った後、利用開始前に入会を辞退する場合
取下げ…申請したが、入会出来ていない状態、（申請中又は待機中）で申請を取り下げる場合

重要

退会の届出がない場合、児童クラブを利用していなくても負担金が発生します。ご注意下さい。
また、育児休業の場合、児童クラブの利用はできません。必ず退会届の提出をお願いします。

次のとおり申請したいので届け出ます。

児　童　名	宮崎　一郎
児童クラブ名	〇〇〇　　児童クラブ
退会･辞退･取下げする曜日等	□月曜日　□火曜日　☑水曜日　□木曜日　□金曜日　□土曜日 □春季休業期間　□夏季休業期間 □冬季休業期間　□学年末休業期間 退会期日を必ず記入して下さい **入会決定した曜日は長期休業期間も継続して利用できます**
退会期日（辞退･取下げの場合は記入不要）	令和　〇　年　5　月　31　日
退会･辞退･取下げ理由	サッカークラブに入会したため
今後の今年度内の利用希望について（□にレを記入） ※退会後の、同一年度内の希望について記入してください。	☑下記の利用を希望する。 （今後も入会･待機･申請を継続する曜日等をすべて選択してください） ☑月曜日　☑火曜日　□水曜日 ☑木曜日　☑金曜日　□土曜日 □春季休業期間 ☑夏季休業期間 ☑冬季休業期間 ☑学年末休業期間 長期に☑付けた方はどちらかを選択 **長期休業期間は月～土曜日の利用を希望しますか** →□　**はい** →☑　**いいえ（申請中･入会中の曜日のみ利用）** □待機･申請中の曜日等も含めて、今年度内はすべて利用しない。 ここに☑を入れると「申請中」「待機中」になっている区分が全て取下げになります

※　退会される場合、利用者負担金は退会期日の属する月の翌月末までに**必ず提出**してください。
※　辞退される場合、届書の提出が遅れると提出された月までの利用者負担金がかかります。**入会のお知らせに記載されている手続き期限までに必ず提出**してください。
※　現在、児童クラブを利用している方が、退会等の手続きとともに今後の利用曜日等を変更する場合は、新たな申請として受付、審査となります。毎月10日（10日が土日祝日の場合はその直前の市役所開庁日）までに提出してください。翌月からの利用希望として審査を行います。